主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

第一被告人A弁護人亀井秀雄上告趣意は「原判決ハ判決ニ影響ヲ及ボスコト明白 ナル法令ニ違反スル判決ナルヲ以テ破毀ヲ免レサルモノトス原判決ノ理由ニ依レハ 第一被告人三名八原審相被告人B事C、同D及同E事Fト共謀ノ上他人ノ住居二侵 入シテ金品ヲ強取シヨウト企テ昭和二十一年九月十四日午後八時頃G養育院倉庫二 計イテ被告人A八屋外テ見張ヲシ他ノ五名八同倉庫内二侵入ノ上居合セタ番人H二 対シ前記Fが所携ノピストルヲ突キ付ケテ「神妙ニシロ」ナトト申向ケ、次テ前記 D等が同人ヲ裸体ニシテ後ロ手ニ縛リ上ゲ且布地デ目隠シヲ施ス等ノ暴行脅迫ヲ加 へ以テ同人ヲ畏怖サセテ抵抗ヲ抑圧シタ上金品ヲ物色スル内ニ外部デ人声ガシ出シ タト言フノデ隣家デアル教誨師 I 方ニモ押入ラウト言フコトニナリ D ハ見張トシテ 其ノ場二残リ他ノ四名及ビ其レニ屋外デ見張ヲシテ居タ被告人Aノ五名ハ右I方ニ 侵入シ同人及ヒ其ノ妻」ニ対シ前同様ピストルヲ突キ付ケ「神妙ニシロ」ナドト申 向ケ次テ前記C等が同夫妻ヲ後ロ手ニ縛リ上ゲ目布地類デ目隠シヲ為シ猿轡ヲ嵌メ ルナドノ暴行脅迫ヲ加へ以テ同人等ヲ畏怖サセテ其ノ抵抗ヲ抑圧シタ上右Ι所有ノ 現金二百九十五円及衣類雑品四十数点在中ノ行李二個ヲ強奪シ更ニー同ハ相共ニ前 記倉庫二引返シ見張トシテ居残ツテ居タDト共二前記養育院所有二属スルミシン頭 二台薄茶色絹布大巾生地六十ヤール巻十本其丿他布地及衣類雑品約七十点ヲ強奪シ タルモノデアツテト説明シテ被告人 A ヲ懲役六年ニ処スル旨ノ判決ヲ言渡シタリ、 然レドモ被告人 A 八相被告人 F 二金三千円ヲ貸渡シタルニ何時迄立ツテモ返済シナ イノデAハ資本ニモ生活ニモ困ルタメFノ止宿スルcノK食堂へ毎日ノ様ニ催促ニ 行キタル時二他ノ被告人等カラ良イ話ガアルカラー緒二行ツテ見ナイカト誘ハレタ 処へFモ加ハリFノ勧誘がアツタタメニヤル様ニナレタルモノニシテ而カモ被告人

Aハ初メ強盗ニ行クモノナルコトハ全然知ラズ強盗ノ現場ニ於テ演ジタ役割ヲ見テ モ屋内ニ侵入セズ屋外ニ在リテ屋内ニ入ラザリシ点又ノ場合八屋内ニ入リタルモ皆 ガ行キタルタメAモ其ノ後ニツイテ行キタル点被告人Aハ分ケ前トシテ貰ツタ金ニ 千八百円ノ内金二千円也八被告人ガLノ債権者M二対シ保証人トナリタル責任上支 払ヒタル点残金八百円八生活費ニ費消シタル点後二分ケ前トシテ貰ヒタル金三千円 モ生活費ニ使用シタル点強盗ノ用ニ使ハレタルピストルモ被告人ノ知ラサル間 F ガ 勝手二持チ出シタル点被告人八前科ナク警察ヤ検事局二於テ未ダ取調ベヲ受ケタル コト無キ全ク善良ナル人柄ナル点昭和二十一年二月結婚シ昭和二十二年四月八日男 ノ子ガ生レ被告人モ夫タリ子ノ親タルヤノ立場ニモ在リテ全ク人生感ヲ味フニ至リ 深ク前非ヲ悔ユルヲ以テ即チ全ク改心シ善良ノ人ニ立チ返リタルヲ以テニ度ト再ビ 犯罪ヲ犯スコト無シト確信セラル且ツ被告人八昭和二十一年十月五日検挙セラレ昭 和二十二年五月二十二日保釈釈放サレル迄約八ケ月間勾禁セラレタルヲ以テ被告人 八実刑以上ノ苦痛ヲ感ジ且ツ改心シ居ルヲ以テ被告人二是レ以上ノ実刑ヲ科スルノ 必要ナル寧ロ是レ以上被告人二実刑ヲ科スルハ害アリテ益ナキモノト信ス而シテ強 盗ノ罪八刑法第二百三十六条ノ規定スル如ク五年以上ノ懲役刑ヲ以テ最小限度トス ルモ之レヲ酌量減刑スルトキハ二年六月迄減軽スルコトヲ得ベク然カモ昭和二十二 年十月二十六日公布ノ法律第百二十四号ノ刑法ノ一部改正二依レ刑法第二十五条ノ 執行猶予ノ言渡刑ヲ三年ニ改メ以テ執行猶予ノ範囲ヲ拡張シタルモノナルヲ以テ被 告人Aノ場合ハ誠ニ以テ改正法律ノ執行猶予ノ範囲ヲ拡大シタル立法ノ精神ヨリシ テ減軽シテ以テ執行猶予ノ恩典ヲ賜ハランコトヲ切ニ御願ヒ致ス次第ナリ要スルニ 原判決八刑事訴訟法第四百十一条ニ所謂判決ニ影響ヲ及ボスコト明白ナル法令ニ違 反スル判決ナルヲ以テ到底破毀ヲ免レザルモノト確信スル次第ナリ」といゝ被告人 D弁護人亀井秀雄上告趣意は、「原判決八判決ニ影響ヲ及ボスコト明白ナル法令ニ 違反スル判決ナルヲ以テ破毀ヲ免レザルモノトス原判決ノ理由ニ依レバ被告人Dハ 相被告人C原審相被告人A、N、O及Fト共謀ノ上他人ノ住居二侵入シテ金品ヲ強 取ショウト企テ昭和二十一年九月十四日午後八時頃相共二G養育院倉庫二赴キAハ 屋外テ見張ヲシ他ノ五名ハ同倉庫内ニ侵入ノ上居合セタ番人Hニ対シFガ所携ノピ ストルヲ突キ付ケテ「神妙ニシロ」「騒グナ」ナドト申向ケ次デ被告人D等が同人 ヲ裸体ニシテ後ロ手ニ縛リ上ゲ且布地デ目隠シヲ施ス等ノ暴行脅迫ヲ加へ以テ其ノ 抵抗ヲ抑圧シタ上金品ヲ物色スル中ニ外部デ人声ガシ出シタト言フノデ隣家デアル 教誨師I方ニモ押入ラウト言フコトニナリ被告人Dハ見張リトシテ其ノ場ニ残リ他 ノ四名及夫レ迄屋外デ見張ヲシテイタ A ノ五名ハ右 I ニ侵入シ I 及其妻 P ニ対シ F が前同様ピストルヲ突キ付ケ「神妙ニシロ」「騒グナ」ナドト申向ケ次テ被告人C 等が同夫婦ヲ後手ニ縛リ上ゲ且布地類デ目隠ヲ為シ猿轡ヲ嵌メルナドノ暴行脅迫ヲ 加へ同人ヲ畏怖サセテ其ノ抵抗ヲ抑圧ツタ上右I所有ノ現金二百九十五円及衣類雑 品四十数点在中ノ行李二個ヲ強奪シ更ニー同右倉庫ニ引返シテ見張トシテ居残ツテ 居夕被告人Dト共二右養育院ノ所有二係ルミシン頭二台薄茶色麻布大巾生地六十ヤ ール巻十本其ノ他布地及衣類雑品約七十三点ヲ強奪シ更ニ被告人Dハ相被告人Cト 二人ニテ前記N及氏名不詳ノ者二名ト共謀ノ上同年九月十一日午後九時頃Q工業株 式会社工場ノ二階デ同会社所有ノ木綿白布地六十ヤールヲ窃取シタルモノナルヲ以 テ被告人D二対シテ懲役七年ノ刑ヲ言渡シタル次第ナリ、然レドモ被告人Dハ初メ ハ N カラ c ノ露店ニ居ルト或処ニ軍服牛地ガ隠シテアルカラ其レヲ取ツテ来様ト言 フ事デ窃盗ニ行ク心算デアツタガ若シ万一番人デモ居タラ番人ヲ嚇シテ取ツテ来ル ノダト言フコトデアツタノデ本件ニ参加スルコトニナツタノデ言ハバ他人カラ誘ハ レテ本件ニ参加シタルモノニシテ被告人D自身ノ発意ニアラザル点、教誨師Iニ他 ノ相被告人ガ侵入シタル場合ノ如キハ被告人Dハ見張リトシテアツタ点等ヲ考察ス ルトキハ被告人D二対スル懲役七年ノ刑ハ甚ダシク重キモノト信ス殊二被告人Dハ 当二十四オノ前途極メテ有望ナル青年ニシテ学歴八尋常小学校ヲ卒業シタル程度ナ

ルモ前科モ無ク警察ヤ検事局ニ於テー度モ取調ベヲ受ケタルコトモ無キ真面目ナル 人柄ニシテ本件ニ参加シタルハ被告人Dトシテハ全ク夢ノ如キ感ジラレルモノナラ ン、被告人DカC、N外二名トO工業株式会社ノ工場ヨリ木綿白布地六十ヤールヲ 窃取シタルガ如キハ被告人Dヨリ年少ナルCニ誘ハレテ窃盗シタルモノニシテ窃盗 ノ動機八Cノ誘ハルル儘二犯シタルモノト謂フヲ得ルモノトス、而シテ被告人八昭 和七年二日本二来タリ昭和二十一年七月上京シaヤbデ露天商ノ手伝ヒヲ為シテ生 活シ居リタルモノナリシモ昭和二十一年八月 c 二於テ幼ナ友達ナリシNト偶然会ヒ 爾来交際シ来リシモ被告人Dハ間接ナル友人F、C等ノ指導誘惑ノ為メ本件ヲ犯ス ニ至リタルモノニシテ被告人自身ニハ強盗ヲ敢行スルガ如キ悪質ノ性質ノ所有者ニ アラズ被告人八長キ勾禁ニヨリ全ク改俊シ再ビ犯罪ヲ犯スガ如キコト無シト信スル ヲ以テ被告人ニ対シ昭和二十二年十月二十六日公布セラレタル法律第百二十四号刑 法ノー部ヲ改正シタル刑法第二十五条ヲ適用シテ酌量減軽シテ以テ原判決ヲ破毀シ テ刑ノ執行ヲ猶予スル恩典アル御判決アランコトヲ乞フ次第ナリ、即チ強盗ノ罪モ 其刑ヲ減スレハニ年六月マデ減軽スルヲ得ベク、刑法第二十五条ハ三年ノ懲役刑ヨ リ執行ヲ猶予スルコトヲ得ベク規定シタルヲ以テ立法ノ精神ヲ酌ミテ刑ノ執行ヲ猶 予スル範囲ヲ拡大シタル以所ノ理由ヲ酌ミテ被告人Dニ対スル原審判決ヲ破毀シ以 テ刑ノ執行ヲ猶予スル恩典アル判決ヲ賜ハランコトヲ乞フ蓋シ刑事訴訟法第四百十 一条二規定スル判決二影響ヲ及ボスコト明白ナル法令ニ違反スル判決ナルヲ以テ破 毀ヲ求ムルタメナリ詳言スレバ原判決ハ刑法第二十五条ノ改正法律ヲ適用スベキヲ 之ヲ適用セザルヲ以テ刑事訴訟法第四百十一条ニ依リ破毀ヲ免レザルモノト信ス右 上告趣意書ヲ提出仕候也」というにある。

しかし犯罪の情状を酌量して刑を減軽するとか刑の執行を猶予するとかは、原審 の専権に属するところであるから、所論は原判決の刑の量定を批難することに帰し 上告適法の理由とならない。 第二被告人O同N弁護人桑名邦雄上告趣意第一点は「原判決ノ犯行事実ノ認定ノ 説明トシテ『犯意継続の点は孰れも短期間内に同種犯行が反覆累行された事績に徴 して之を認めることが出来る』ト判示スレ共犯行事実ハ判示摘記ノ通リ第一ノ犯行 ハ強盗ニシテ第二ノ犯行ハ窃盗ナリ仍テ判決ニ所謂同種犯行ニ非ザルナリ而モ第一 犯行ハ養育院倉庫ニ対スル犯行ニシテ第二犯行ハQ工業株式会社工場二階ニ対スル 犯行ナルヲ以テ場所的ニ関シテモ同種犯行ノ範疇ニ入ラザルコト明瞭ナリ説明不充 分ナル判決ニ対シテハ信服シ得サルナリ要ハ理由不備ナル原判決ナルヲ以テ上告ノ 理由トナス。」というにある。

しかし窃盗の罪と強盗の罪とは、その手段において異なるところはあるが、財物 奪取行為たる罪質においては同一であり、ともに同一の章の下に規定されている刑 法犯であるから、窃盗と強盗との連続行為は、刑法第五十五条にいわゆる同一の罪 名に触れるものである。従つて原審が、被告Nの連続した窃盗行為と強盗の行為と に対して同条を適用して強盗の一罪として処断したのは、違法ということができない。殊に所論のように、同条を適用して一罪として処断すべきでないとすると、同 法第四十五条第四十七条により併合罪の加重をすることにならねばならない。それ 故に論旨は被告人の不利益になることを主張するものであつて、上告の理由となら ぬことは明かである。

同第二点は、「共同上告被告人ノ弁護人等ノ提出二係ル上告趣意書ヲ当上告被告 人等ノタメニ援用スル」というにある。

しかし、共同被告人の弁護人の論旨が理由のないものであることは、第一に説明 したところで、明かであるから、この所論は理由がない。

よつて、刑事訴訟法第四百四十六条に則り主文の通り判決する。

この判決は、裁判官全員の一致した意見である。

検察官福尾彌太郎関与

昭和二十二年十二月二十四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 沢 田 竹治郎

裁判官 斎 藤 悠 輔

裁判官 藤 田 八 郎